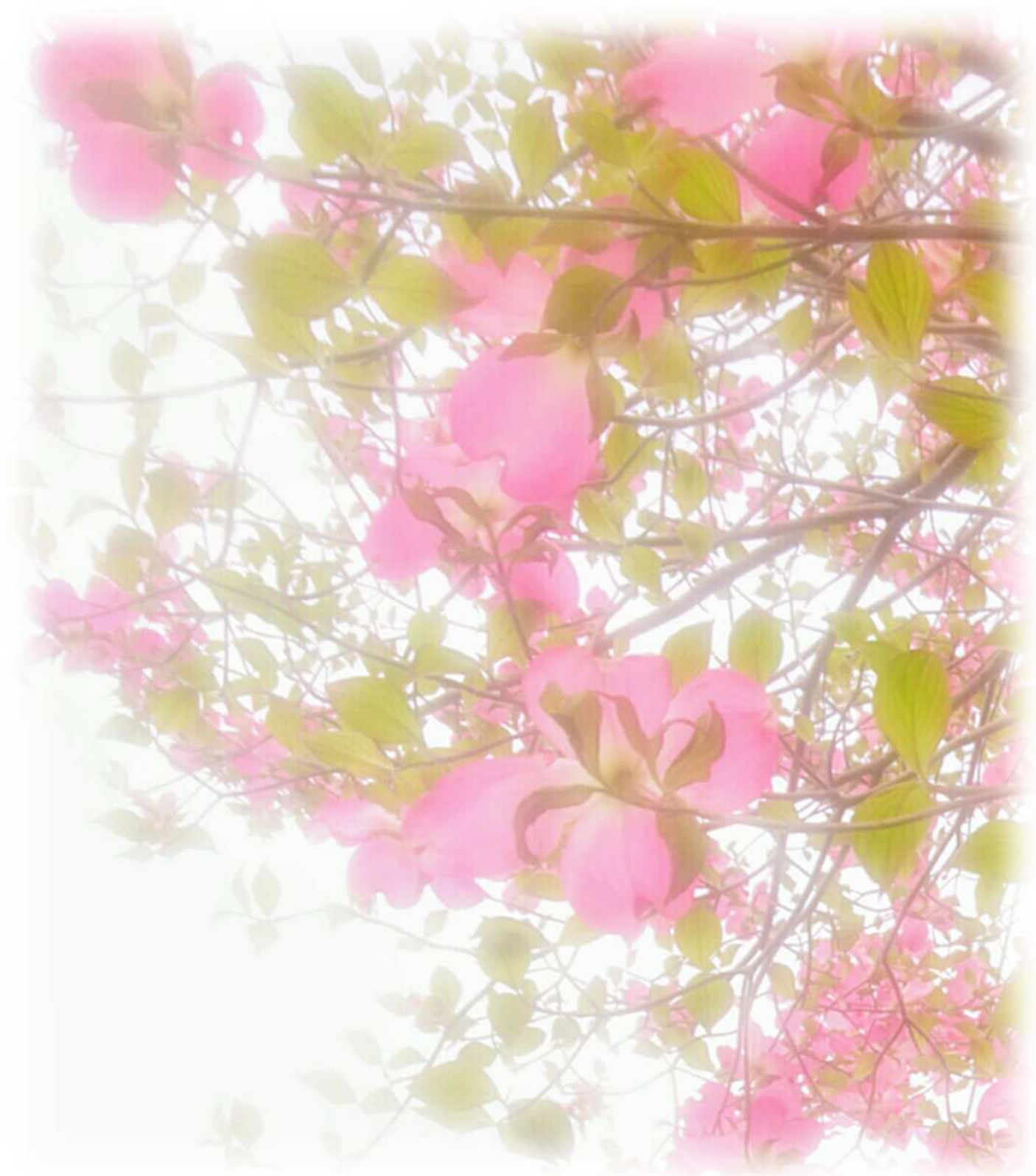


令和3年4月

第65号

事務所通信

えん



森・白澤・米澤合同事務所

所 感

令和3年度が始まりました。令和2年度を振り返ると新型コロナウイルス感染症一色だったと思います。その中で1年間、私自身及び事務所職員一同、さらには関与先様含め、無事に過ごせて何よりだったと思います。

新年度の始まりは相変わらず、新型コロナウイルス感染症がおさまる気配を見せず、「まん延」している状態です。「まん延防止等重点措置」が複数県に適用されますが、これが一体どの程度機能するのか。医療機関に配慮しつつ、経済を回していかなければいけないという、苦肉の策であると思われ、緊急事態をばかして、このままズルズルとワクチンが行き渡るのを待たざるを得ないのではないのでしょうか。

ワクチンといえば得度が知れないため、私個人的には、接種はしたくないと考えておりましたが、これだけ世界中で接種が進んでいくと大丈夫なのかなと思うようになってきました。コロナにも慣れてきますし、感覚が緩くなっていくところがあり、これがまん延の原因にもつながるのではないかと、気を引き締めていきたいと思います。

この1年間で分かったこととしては、マスクの感染防止効果はかなり高いことです。ワクチンよりも効果があるような専門家の話もあります。基本的な対策ではありますが、皆さん、マスクをしっかりと、予防に努めていきましょう。

さて、令和3年3月期の決算も進んでおります。すでに先行した決算では、新型コロナウイルス感染症の影響で多大な影響を受けたケースも見受けられます。持続化給付金や家賃支援給付金の収入計上や、雇用調整助成金の収入計上も忘れずに処理する必要があります。特に雇用調整助成金は、現状、令和3年2月分までの申請ですので、申請がある場合は、3月決算での収入計上、場合によっては未収計上を忘れないようにしていただけたらと思います。



一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和のため、中小法人等で上限60万円、個人事業者等で上限30万円を支給するものです。飲食店は対象外ですが、①飲食店時短営業の影響で間接的に影響を受けた事業者（例：食品卸、飲食関連の器具等販売業者）、②外出自粛等の影響で影響を受けた事業者（例：ホテル、観光地物産店）、が対象となります。申請期限は令和3年5月31日までですので、該当するケースは担当者までご相談ください。

公認会計士 森 弘毅

株ノススメ



この仕事をしてなければそもそも株や投資信託なんというものには縁のない人生を送っていたはずです。

……ではありません

始まりは某銀行のお付き合いで某銀行の株を購入したこと。投資信託はもっと前に同じく某銀行のお付き合いで始めていました。

数年は某銀行株をそのまま持っていたのですが、ある時、その株を買った証券会社から他の株に買い替えませんかとお誘いの電話がありました（たぶん…）。その時は魔が差したのでしょうか、じゃあそうしましょうかとなりまして、もうどこの株を買ったのかもさっぱり覚えていないのですが某銀行株をすべて売却してほかの株を買っていました。書類も何もなく簡単に手続きできるんですね、株の取り引きって。ビギナーズラックというのでしょうか、初めはちょいちょい儲けがでまして、証券会社の担当者のお勧めのまま、やがて株だけでなく外国の国債とかにも（私にとっては）けっこうな額をつぎ込んでおりました。ところがこれが大暴落しまして大変な損失でした（泣）。💧 有名なりんごのマークの会社の株も持っていたのですが、暴落しそうだからすぐに売却した方がいいと担当者とその上司が私の事務所にまで来て説得するものだからこれも売り興進国の自動車メーカーの株と交換みたいになったのですがこれが大損失（泣）。💧 でも担当者がすみませんとハンドソープをもってきてくれたり（コロナ禍のずっと前）したのでまあいいか、と。でももう興進国は懲り懲りですね。



その次の担当者は名字の頭を取って M さんでした。前橋からたいした額の顧客でもない私の事務所まで就任のあいさつに来てくれ、その後も頻繁に小口の株を勧めてくれたおかげで少しずつ回復していきました。どこまで回復したかは不明ですが。あ、前回の担当者は体が大きかったので L さんとしておきます。珍しい名前だったのですが忘れてしまいました。

頼りにしていた M さんが転勤になり次の担当者が今の担当者 S さんです。体が大きいのか小さいのか見たことがないので知りません。S さんは某携帯電話会社株が公開になったときに買いませんかと電話してくるくらいで、私は元手がないので当然断わり続けるというのがお決まりのパターン。今はネットでも株価を確認できるのでそれを見てはキーキーしている毎日です。なぜなら S さんに勧められて買ったどこかの株が半額になってるんですよ。いや、結局買ってるんかい！ 🦋 って話ですけど。回復するまで待つか、それとも株で儲けるのはあきらめて株主優待に走ったほうがいいのか。株主優待、某アパレルの商品が 2 割引きで買えるんですよ、こっちのほうがよっぽど得では？ しかしこの株を買うために持ってる株を売らないと元手が無い。だけどそれじゃ損したままなのでは？

結局のところ下がった分は株で取り返そうとしているから、これじゃパチンコとかのギャンブル依存症となんら変わりません。そんなわけで全然株から抜け出せませんね。

株はお勧めしません。



産業競争力強化に係る措置

デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

「つながる」デジタル環境の構築（クラウド化等）による事業変革を行う場合に、税額控除（5%・3%）又は特別償却（30%）ができる措置を創設する。

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資（化合物パワー半導体等の生産設備への投資、生産プロセスの脱炭素化を進める投資）について、税額控除（10%・5%）又は特別償却（50%）ができる措置を創設する。

活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し

厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業の税額控除の上限を引き上げる（現行：25%→30%）とともに、インセンティブを高めるための控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げ（現行：6%→2%）を行う。

クラウド環境で提供するソフトウェアなどの試験研究に要した費用について、研究開発税制の対象とするほか、所要の見直しを行う。

コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

雇用環境の悪化に対応するため、新規雇用拡大・教育訓練支援に着目した形に見直しを行う。

繰越欠損金の控除上限の特例

コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても果敢に前向きな投資を行う企業に対し、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%（現行：所得の金額の50%）とする特例を創設する。

株式対価M&Aを促進するための措置の創設

自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置を講ずる。

中小企業の支援

中小企業向け投資促進税制等の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業投資促進税制等を延長するとともに、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種を中小企業投資促進税制に統合する。

所得拡大促進税制の見直し

雇用者全体の給与等支給額に着目した要件に見直す。

中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

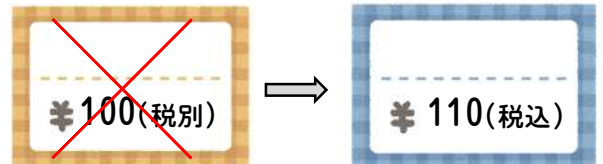
M&Aを実施する中小企業者の投資リスクに備える準備金制度を創設するとともに、前向きな投資を推進するための措置等を講ずる。

消費税の総額表示の義務化について

商品やサービスの価格を、消費税を含めて表示する「総額表示」が4月1日から義務づけられました。消費者にとっては、実際に支払う価格が一目で分かりやすくなる一方で、事業者からは値上げのような印象を持たれ、売上のダウンにつながってしまうのではないかなという懸念の声も出てきています。

商品やサービスの価格表示は、消費税率が5%から8%に上がる前の2013年10月に、税抜きでの表示を条件付きで認める特別措置法が施行されましたが、その効力が3月31日でなくなったため、4月1日から総額表示が義務化されました。

例えば、本体の価格が100円の商品やサービスの場合、事業者は税込みの価格である110円と表示することが必要になります。



税込みと税抜きの両方の価格を表示することも認められますが、政府は税込み価格の表示を極端に小さくしないように求めています。

総額表示の義務化によって、消費者にとっては実際に支払う金額が分かりやすくなります。

一方で、前述のように事業者からの声として、値上げのような印象を持たれて売り上げが落ち込まないかと懸念する声もあり、なかには売り場の値札などを総額表示に変えても、見た目の価格が変わらないよう値下げに踏み切る動きもあるようです。

金子 貴一

おすすめの1冊

ニトリの働き方



「お、ねだん以上」で有名なニトリ。

今では国内外で600店舗以上を展開するニトリを一代で築き上げた似鳥昭雄氏は企業には人材こそが必要であると語っており、驚くことに他の上場企業と比べて社員の教育費を4倍以上も使っているそうです。

企業に大事なものは人であり、人を育てることが大切だと考える似鳥氏の考え方や仕事論と、ニトリの中で実際に働く社員の実体験や仕事術などが順番に書かれており、「ニトリの働き方」について経営者と社員の両方から見ることができる一冊となっております。

著者：似鳥 昭雄
出版社：大和書房
価格：1,540円
(10%税込)

川島 隆寛

賃金債権の消滅時効と未払い賃金について

平成 29 年に債権に関する部分の民法が大きく改正されて、令和 2 年 4 月から施行されています。改正された民法の施行と同時に労働基準法も改正され、賃金の消滅時効期間も従前の 2 年間から原則 5 年間に改正され、令和 2 年 4 月から当分の間は 3 年間として運用されています。また 5 年後に見直しが予定されています。

未払い賃金は、令和 2 年 4 月からは 3 年前まで遡って請求することができるようになりましたので、未払い賃金が生じると、今まで以上に企業の負担が大きくなります。

未払い賃金が生じ、法廷での争いになる主な原因には次のようなものがあります。

- (1) 時間外労働手当等の計算が正しく行われていない。
- (2) 労働時間の把握が正しく行われていない。
- (3) 時間外・休日労働等の対象外とされる管理・監督者の区分が正しくない。
- (4) 定額残業手当制度の運用が正しく行われていない。

紙面の都合もありますので、今回は、上記原因の内 (1) について正しい時間外労働手当等の計算方法について見て行きたいと思います。

1 日 8 時間、週 40 時間を超える労働時間を法定時間外労働といい、週 1 日または 4 週 4 日の休日を法定休日といいます。また、午後 10 時から翌朝 5 時までの労働を深夜労働といいます。法定時間外労働、休日労働、また深夜労働にはそれぞれ 25% 以上、35% 以上、25% 以上の割増賃金が必要となります。また、平日の時間外労働が深夜に及んだ場合は、50% 以上、また、休日労働が深夜に及んだ場合は、60% 以上の割増賃金が必要となります。



この割増賃金を計算するためには、1 時間当たりの賃金単価を正しく計算する必要があります。1 時間当たりの賃金単価は、次の式で計算されます。

$$1 \text{ 時間当たりの賃金単価} = (\text{基本給} + \text{諸手当}) \div 1 \text{ カ月当たりの平均所定労働時間}$$

上の計算式の諸手当には、含めなくてもいいとされる下記 7 項目の諸手当がありますが、それ以外の諸手当は全て賃金単価の計算に含めなければなりません。

- | | |
|----------|----------------|
| (1) 家族手当 | (5) 住宅手当 |
| (2) 通勤手当 | (6) 臨時に支払われた賃金 |

企業によっては、いろいろな手当を支給されるところがありますが、上記の手当以外は全て賃金単価を上げる要因となりますので、注意が必要です。また、1 カ月当たりの平均所定労働時間を計算するのは、次の式になります。

$$1 \text{ カ月当たりの平均所定労働時間} = \{ (365^{\ast} - \text{年間所定休日数}) \times 1 \text{ 日当たりの所定労働時間} \} \div 12$$

※上式の 365 は、うるう年は 366 となります。

社会保険労務士 白澤 貴夫

お客様紹介

今回は、太田市にあります株式会社ディーアイシー様をご紹介します。(以下敬称略)

株式会社ディーアイシーは、社長さんが個人事業主だった時も含めて20年間、ホームページ作成を専門としてきた企業です。

20年前の開業当初はインターネットが普及し始めの時点で、地元でのホームページ作成の需要はまだ少なく、東京・大阪などの大都市の企業と取引をしていました。しかし、インターネット社会の到来により、どの企業もホームページを持っているのが当たり前になったことで、地元企業向けのホームページ作成の需要も増え、現在では地元密着で仕事をしているとのことです。

社長の木村さんに、仕事をする上で心掛けていることをお聞きしたら、「できるだけ直接お客様に会って信頼関係を築き、仕事を進めていくことを心掛けている」とのことでした。

直接会って仕事を進めていくことで、ホームページに期待していることや、ホームページを作成したいと思ったきっかけ等、お客様の想いを直に聞き取り、また、お客様の予算にも合わせてホームページの作成をしていくことができるということです。

自信作を見せてください！とお願いしたところ、「これまでたくさんのホームページを作成してきましたが、結果的にお客様の要望に沿った結果が出て、初めて良いホームページだと言えます。この仕事は芸術作品を作る仕事ではないので、自信作というものはないですね。」との返答を頂きました。

……職人。カッコいい。

株式会社ディーアイシーでは、中小企業向けのホームページであれば業種を問わず対応できるとのことです。

集客目的、採用目的、ネットショップ作成、ホームページの新規作成・リニューアルなど、ホームページ作成の目的は様々。

補助金を利用して、自社価値を高めるためにホームページを作成する企業もあるとのことでした。ホームページを作成することで、自社の魅力の再確認・やりたいことを明確にでき、自社を見つめ直す良い機会なのだなあと感じました。

ホームページ作成を検討している方はぜひ一度お問い合わせしてみたいはいかがでしょうか。



住所：〒373-0026 群馬県太田市東本町 26-9-1F 東

TEL：0276-60-5440

FAX：0276-60-5441

URL：<https://www.d-ic.com/>



取材：大谷 佳夫里

生前贈与と相続税

相続税の相談に来る方々の多くは亡くなる側の方たちです。将来自分が亡くなった後に相続税がどの程度かかるのか、生前に節税対策があるのかという相談が多いです。子どもたちのために亡くなった後の心配をしてあげているということです。もちろん、親が不動産を多く所有しているなどのため、子どもたちが相続の相談に来ることもあります。土地、建物、自社株など多く保有している場合のお子さんの不安は納税資金を心配しているケースが多いです。

親の側が相談に来る場合も、子どもの側が相談に来る場合も、親子で一緒に相談に来ることはほとんどありません。やはり、子どもは親に財産のことを聞くのははばかれるし、親は子どもに財産を知られるのははばかれるのでしょう。

相続の問題は家族環境によって相続人が多ければ多いほど複雑になる傾向がありますし、こればかりは亡くなってからで無いと判らないというのが実感です。しかし、相続税対策として生前に対応できる事のもっとも有効な方法は「生前贈与」です。親の財産を生前に贈与することで、相続税の対象から外してしまうという方法です。

「生前贈与」は相続税対策には有効な方法であり、また比較的簡単な方法でもあるため、安易に考えがちでもあります。「生兵法は怪我の元」といいますが、注意点がいくつかあります。贈与した気になっていても贈与したことにはならず、逆に財産隠しと認定されて重加算税を課されてしまうケースも多いからです。

当たり前のことですが、単に名義を子どもたちに換えるだけでは駄目で、しっかりと財産の移転がされていないなりません。よくあるのは、親が子ども名義の預金をする事です。これは税務調査では贈与とは認められません。子どもがいつでも使える(不動産の場合は処分できる)ようになっていないと贈与とは認められないのです。預金通帳や印章を親が持ったまま保管していて子どもが使えない場合などは贈与したことにならないので注意が必要です。



次に贈与税の問題です。相続税対策なのに相続税よりも高額な贈与税となってしまうたら意味がありません。贈与税は相続税よりも税率が高くなりますから、相続税の税率より低い税率となる贈与が有効といえます。贈与税は貰った側に税金が課税されるものですが、年間 110 万円の基礎控除があるのでこれを上手く使う事になります。ただし、子どもたちが贈与を受けた場合、亡くなる3年前までの贈与は110万円以内であっても相続財産に加算されてしまうので、亡くなるより3年以前に贈与をしておく必要があります。いつ亡くなるか判らないですから、なるべく早い時期に贈与した方が良いでしょうということになります。最後にもう一つ注意事項があります。贈与税は貰う人が1年間に貰った財産を全て合計して贈与税の計算をするということです。



しっかりした相続税対策を考えるのであれば専門家に相談をしていただくことをお勧めします。

親子で体験！和紙漉き

埼玉県東秩父村は、ユネスコ無形文化遺産に登録された手漉き和紙「細川紙」の産地だそうです。「道の駅 和紙の里ひがしちちぶ」では手漉き和紙体験ができるということで、家族で行ってきました。

草花入りハガキ作り体験が、1回で10枚作れ1000円でした。【敷地内で草花を集める】→【漉き槽で紙を漉く】→【草花を紙に置く】の手順まで体験でき、紙はこの後【もう一度漉いて草花を閉じ込める】→【脱水】→【乾燥】の工程を経て後日郵送で作品が届きました。閉じ込めた草花が和紙の中でドライフラワーになり素敵な仕上がりでした。子供と楽しめるので、休日のお出かけにおすすめです。



完成！

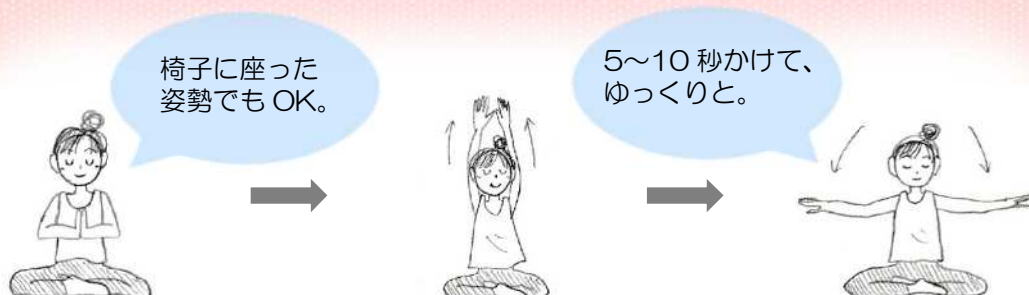
依田 一恵

ヨガのすすめ ～肩こり解消～

デスクワークやスマートフォンの見過ぎで、肩や首に凝りを感じていませんか？

ヨガの呼吸（鼻呼吸）を繰り返しながら、無理をせずにできる範囲で行うと、肩の力が抜けて気持ちが良いですよ。

- ① 手は体側に。息を吸いながら、背筋をピンと伸ばします。
- ② ゆっくり息を吐いて、リラックス。
- ③ 両手を胸の前で合わせます。（合掌のポーズ）
- ④ 大きく息を吸いながら、両手を上に持ち上げます。
- ⑤ ゆっくり息を吐きながら、体の横、遠くを通してゆっくり腕を下ろしていきます。
※できる方は、胸を広げ、腕が肩より少し後ろを通るように意識する。
- ⑥ 腕を下まで下ろしたら、再び③に戻って繰り返します。



椅子に座った
姿勢でも OK。

5～10 秒かけて、
ゆっくりと。

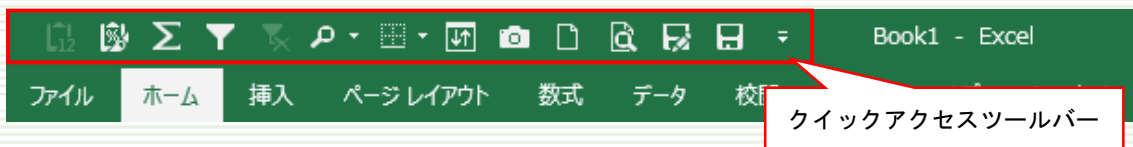
渋谷 和美



EXCEL 活用術

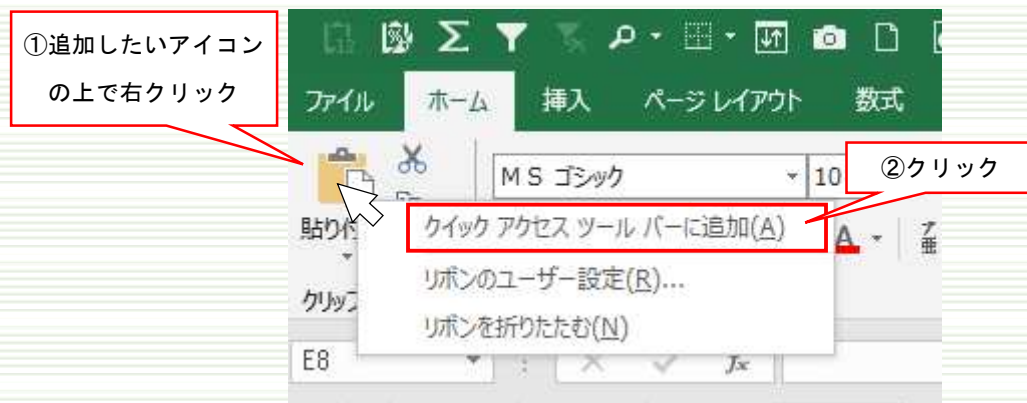
<クイックアクセスツールバー>

EXCEL などの Microsoft office 製品の上部にある「クイックアクセスツールバー」自分のよく使うアイコンを並べるだけで、いつもの作業が格段に早くなります。

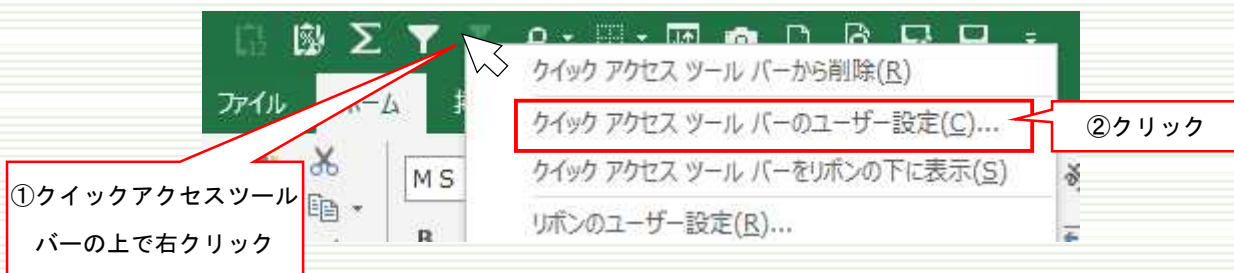


アイコンの追加方法

(1) リボンから追加する



(2) クイックアクセスツールバーのオプションから追加する（並び替えも可能）



★ショートカットが自動で割り振られます：『Alt』＋数字

『Alt』キーを押すとショートカット用の数字が表示されます（一番左のアイコンなら Alt+1）



一度慣れると、無くてはならないと感じる機能です！ぜひお試しください。

山本 亜希子

ゆったり！寄ったり！行っぺんべ！！

草津温泉

「共同浴場・白旗の湯 / 西の河原：露天風呂」

草津温泉には、共同浴場が 19 カ所あると言われております。現在コロナ対策もあり、観光客が利用できるのは「白旗の湯」「地蔵の湯」「千代の湯」の 3 カ所ということです。

共同浴場 白旗の湯

草津温泉の中心地、湯畑の前にあります。

「白旗の湯」は、最も質の良いとされる白旗源泉を引湯しています。白濁の湯が温泉情緒を盛り上げてくれます。木造建築の吹き抜け構造で、わりあいと大きく感じます。熱めの湯とぬる湯と 2 つの浴槽があります。雰囲気としては最高の浴場ですが、いつもお客さんが多く、時間帯を選んでみて下さい。



西の河原：露天風呂（圧倒的なスケールの開放感）

湯畑からお土産屋でにぎわう西の河原通りを過ぎると溶岩と湯気があがる、湯川が出迎えてくれます。ここは「西の河原公園」となっており、園内はたいへん整備されており「瑠璃の池」や「琥珀の池」等温泉の池や、ベルツ博士の胸像などがあり、散策にも楽しいところです。奥まったところに「西の河原露天風呂」があります。

男女合わせると 500 ㎡と、その大きさは日本有数で

あると、と言われております。大きな湯船の中で、新緑や紅葉また雪見と、四季それぞれの自然を満喫させてくれます。

夜の星空やライティングの幻想的な雰囲気も格別です。

源泉は万代源泉となっております。

毎週金曜日 17：30～20：00 は混浴の日となっております。但し水着着用のことだそうです。



森 富夫

● 白旗の湯 ●

営業時間：5：00～23：00

料 金：無料

休 館 日：無休

泉 質：白旗源泉・酸性含硫黄・アルミニウム硫酸塩 PH2.1

効 能：神経痛・筋肉痛・関節痛・冷え性・切り傷

駐 車 場：大滝の湯駐車場他 町内の駐車場を利用してください

T E L：なし

● 西の河原：露天風呂 ●

営業時間：7：00～20：00

料 金：600 円

休 館 日：無休

泉 質：万代源泉・酸性塩化物硫酸塩泉 H1.50

効 能：神経痛・関節痛・打ち身・やけど痛 慢性消化器病

駐 車 場：天狗山駐車場（遠いです）

T E L：0279-88-6167

税務・労務カレンダー

	税務	労務
5月	☐ 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………5月10日(月)まで ☐ 個人事業者の消費税及び地方消費税額の振替納付日の変更……………5月24日(月) ☐ 申告所得税および復興特別所得税の振替納付日の変更 ☐ 個人住民税の特別徴収税額の通知……………5月31日(月) ☐ 3月決算法人の確定申告と納税 ☐ 9月決算法人の中間(予定)申告……………5月31日(月)まで	☐ 4月入社社員の雇用保険資格取得届の提出締切日……………5月10日(月) ☐ 4月分の社会保険料の口座振替日……………5月31日(月) 

・自動車税は、4月1日現在の自動車所有者に対して課税されますので、期限までに納付しましょう。

6月	☐ 所得税予定納税額の通知……………6月15日(火) ☐ 4月決算法人の確定申告 ☐ 10月決算法人の中間(予定)申告……………6月30日(水)まで	☐ 5月分の社会保険料の口座振替日……………6月30日(水) ☐ 労働保険の年度更新手続きの受付開始……………6月1日(火)～7月12日(月) ☐ 高齢者雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の作成……………6月1日(火)～7月15日(木)
----	---	--

- ・6月支給の給与から新年度の個人住民税の特別徴収が始まりますので、給与明細などへの記載を確認しましょう。
- ・賞与を支給した時は、「健康保険・厚生年金被保険者賞与支払届」を支給日から5日以内に所轄の年金事務所に提出しましょう。
- ・4月に昇給等を実施した場合は、健康保険・厚生年金保険の「被保険者報酬月額変更届」の提出の要否を確認しましょう。
- ・労働保険の年度更新手続きの際に、雇用保険の加入手続き漏れや保険料控除もれがないか確認しましょう。

7月	☐ 5月決算法人の確定申告 ☐ 1月決算法人の中間(予定)申告 ☐ 固定資産税第2期分の納付……………8月2日(月)まで 	☐ 健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届の提出締切日……………7月12日(月) ☐ 労働保険の年度更新手続きの締切日……………7月12日(月) ☐ 高齢者雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の提出締切日……………7月15日(木) ☐ 6月分の社会保険料の口座振替日……………8月2日(月)
----	--	--

・使用期間終了に伴う対応

- 4月に入社した社員の試用期間を3ヶ月としている企業では、特段の問題がなければ7月から正式採用へ準備しましょう。
- 社員が業務上の事故・疾病で4日未満の休業をした場合には、3ヶ月ごとにまとめて労基署に報告しなければなりません。4～6月分の提出期限は8月2日(月)までに。※但し、休業4日以上のもはその都度報告が必要。

森・白澤・米澤合同事務所

税理士法人 森会計事務所
 森 弘毅 公認会計士事務所
 白澤貴夫 社会保険労務士事務所
 米澤智子 司法書士事務所

群馬県邑楽郡大泉町坂田4丁目20番22号
 TEL 0276-63-6011 FAX 0276-63-6056
 E-mail morikaikei@mva.biglobe.ne.jp
 URL <http://www.morikaikei.jp/>